

元道農第2408号
令和元年10月10日

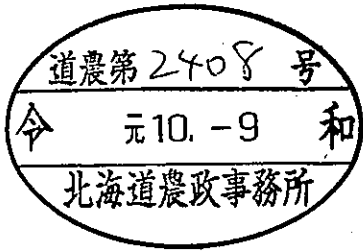
北海道知事 殿

農林水産省北海道農政事務所長



農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続について(通知)

このことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知がありましたので、御了知願います。



元消安第2743号
令和元年10月9日

北海道農政事務所長 殿

消費・安全局長

農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続について

ゲノム編集技術の利用により得られた生物の「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）上の取扱いについては、中央環境審議会のもとで検討が行われ、当該検討の結果を踏まえ、本年2月、環境省自然環境局長から、「ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて」（平成31年2月8日付け環自野発第1902081号環境省自然環境局長通知）が発出され、令和元年9月24日付けで一部改正が行われたところである。

当該通知では、当該取扱いを適切かつ円滑に実施するため、関係省庁において、必要に応じて、具体的な手続の方法を定める等の対応が依頼されていたところであるが、今般、当該通知を踏まえ、ゲノム編集技術の利用により得られた生物（遺伝子組換え生物等に該当するもの及び研究開発段階であるもの（拡散防止措置を執って使用等を行う場合にあっては研究開発に係るもの）を除く。）の農林水産分野における生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続について別紙のとおり定めたので、御了知ありたい。

なお、北海道に対しては、貴職より周知いただくようお願いする。



農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続について

令和元年10月9日付け元消安第2743号農林水産省消費・安全局長通知

第1 趣旨

ゲノム編集技術の利用により得られた生物の「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）上の取扱いについては、中央環境審議会のもとで検討が行われ、当該検討の結果を踏まえ、本年2月、環境省自然環境局長から、「ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて」（平成31年2月8日付け環自野発第1902081号環境省自然環境局長通知。以下「環境省通知」という。）が発出されたところである。

本通知は、環境省通知を踏まえ、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうち農林水産大臣がその生産又は流通を所管するもの（拡散防止措置を執って使用等を行う場合にあつては農林水産大臣がその使用等をする者の行う事業を所管するもの。カルタヘナ法第2条第2項の遺伝子組換え生物等に該当するもの及び研究開発段階であるもの（拡散防止措置を執って使用等を行う場合にあつては研究開発に係るもの）を除く。以下「対象生物」という。）の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続を定めるものである。

なお、本通知に定める事項は、ゲノム編集技術の利用により得られた生物の使用等（食用、飼料用その他の用に供するための使用、栽培その他の育成、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為をいう。以下同じ。）により生ずる生物の多様性への影響に関する今後の科学的知見の充実又は管理に関する国際的動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

第2 環境省通知における整理の概要

- 1 環境省通知においては、「ゲノム編集技術の利用により得られた生物のカルタヘナ法における規制対象範囲」について、以下のように取り扱うこととされている。
 - (1) 宿主に細胞外で加工した核酸を移入していない場合は、カルタヘナ法における「遺伝子組換え生物等」に該当しない。
 - (2) 宿主に細胞外で加工した核酸を移入し、最終的に得られた生物に当該核酸又はその複製物が含まれる場合又は残存していないことが確認されていない場合は、カルタヘナ法における「遺伝子組換え生物等」に該当し、カルタヘナ法に基づく適切な措置を講ずる必要がある。
 - (3) 宿主に細胞外で加工した核酸を移入し、最終的に得られた生物に当該核酸又はその複製物が残存していないことが確認されている場合は、カルタヘナ法における「遺伝子組換え生物等」に該当しない。

2 また、環境省通知においては、ゲノム編集技術により得られた生物のうちカルタヘナ法における「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物について、以下のように取り扱うこととされている。

(1) 当該生物の使用等をしようとする者は、その使用等に先立ち、その生物の特徴、生物多様性影響が生ずる可能性の考察結果等について、主務官庁に情報提供を行う。ただし、カルタヘナ法第12条に基づき省令に定められた拡散防止措置又は主務大臣が認めた拡散防止措置の執られている環境で使用する場合等はこの限りではない。

(2) 当該生物の使用等の開始後、当該生物により生物の多様性への影響が生ずるおそれがあると判断した場合は、直ちに、当該影響を防止するために必要な措置を執るとともに、速やかに主務官庁に報告する。

第3 対象生物の使用等に当たっての手続

環境省通知を踏まえ、対象生物の使用等をするに当たっての手続は、以下のとおりとする。

1 一般的な使用等の場合（いわゆる開放系における使用等）

対象生物を、2の拡散防止措置を執らずに使用等をしようとする場合は、(1)に基づき事前相談を行い、遺伝子組換え生物等に該当しないこと等について確認を受けた上で、(2)に基づき、情報提供書を提出し、使用等をする事とする。

ただし、(2)の②の規定に基づき農林水産省のウェブサイト公表された対象生物について、当該公表された情報の内容(3の(1)の住所等を除く。)のとおり使用等をしようとする場合は、情報の提供をする必要はない。

(1) 事前相談

① 対象生物の使用等に先立ち、様式第1により、次のアからコまでに係る情報を記載した情報提供書の案を作成し、様式第2により、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長（以下「農産安全管理課長」という。）に提出することとする。

ア ゲノム編集技術の利用により得られた生物の名称及び概要

イ 当該生物の用途

ウ 使用施設の概要

エ カルタヘナ法第2条第2項第1号の細胞外において核酸を加工する技術の利用により得られた核酸又はその複製物を有していないことが確認された生物であること（その根拠を含む。）

オ 改変した生物の分類学上の種

カ 改変に利用したゲノム編集の方法

キ 改変した遺伝子及び当該遺伝子の機能

ク 当該改変により付与された形質の変化

ケ ク以外に生じた形質の変化の有無（ある場合はその内容）

コ 当該生物の使用等をした場合に生物多様性影響（当該使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうおそれのあるものをいう。以下同じ。）が

生ずる可能性に関する考察（別表第1に掲げる項目ごとに考察を行うとともに、それらを踏まえた総合的な考察を行ったもの）

情報提供書の案の提出の際には、その写し1通を添付するとともに、その内容を記録した電磁的記録があれば、当該電磁的記録についても併せて提出することとする。

なお、カルタヘナ法に規定された遺伝子組換え生物等に該当するか否かの判断が困難な場合その他情報の提供に当たり確認を要する事項がある場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課（以下「農産安全管理課」という。）に問い合わせることとする。

- ② 農産安全管理課は、①の提出があった場合は、提出された情報提供書の案の写しを、環境省自然環境局野生生物課（以下「環境省野生生物課」という。）に遅滞なく送付するとともに、当該生物が遺伝子組換え生物等に該当しないこと、情報提供書の案が生物多様性影響の観点から適切に記載されていること等について確認をすることとする。

確認に当たっては、必要に応じ、生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴くこととする。また、疑義がある場合には、追加の情報の提供を求めることとする。

- ③ 農産安全管理課は、②の確認の結果、当該生物が遺伝子組換え生物等に該当しないこと、情報提供書の案が生物多様性影響の観点から適切に記載されていること等について確認がなされたときは、その旨を、①の提出をした者に連絡することとする。

（2）情報提供書の提出

- ① （1）の事前相談をした者は、当該事前相談を終えた情報提供書を、様式第3により、農産安全管理課長に提出することとする。その際には、情報提供書の写し1通を添付するとともに、その内容を記録した電磁的記録があれば、当該電磁的記録についても併せて提出することとする。また、当該生物の使用等を始める時期が決まったときは、使用開始年月等を、様式第4により、農産安全管理課長に報告することとする。

- ② 農産安全管理課は、①の提出があった場合は、提出された情報提供書の写しを、環境省野生生物課に遅滞なく送付することとする。また、①の提出又は報告があった場合は、提出又は報告された情報（公表された場合に特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれのある情報を除く。）を、農林水産省のウェブサイト公表することとする。

（3）後代系統の取扱い

- ① （2）の②の規定に基づき農林水産省のウェブサイト公表された対象生物を交配して育成された生物の使用等をしようとする者は、当該生物に係る情報の提供の要否について、当面の間、個別事例ごとに農産安全管理課まで問い合わせることとする。

- ② 農産安全管理課は、交配に用いた生物の特性や生物多様性影響に変化が生ずる可能性のある場合については、情報の提供を求めることとする。

2 拡散防止措置を執って使用等をする場合（いわゆる閉鎖系における使用等）

（1）拡散防止措置の確認

対象生物を、拡散防止措置を執って使用等をしようとする場合（（2）に該当する使用等をしようとする場合を除く。）は、①に基づき確認書を提出し、③の通知を受けた上で、使用等を行うこととする。

- ① 対象生物の使用等に先立ち、様式第5により、1の（1）の①のア、イ及びエからケまで並びに拡散防止措置に関する情報を記載した確認書を作成し、農産安全管理課長に提出することとする。

確認書の提出の際には、その内容を記録した電磁的記録があれば、当該電磁的記録についても併せて提出することとする。

- ② 農産安全管理課は、①の提出があった場合は、当該拡散防止措置の有効性等について確認を行うこととする。

確認に当たっては、必要に応じ、拡散防止措置に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴くこととする。また、疑義がある場合には、追加の情報の提出を求めることとする。

- ③ 農産安全管理課長は、②の確認の結果、当該拡散防止措置により、用いようとする施設、設備その他の構造物の外の大気、水又は土壌中への対象生物の拡散が防止されると認めるときは、その旨を、①の提出をした者に通知するとともに、農産安全管理課は、その者及び当該生物の名称を農林水産省のウェブサイト公表することとする。

（2）拡散防止措置の確認が不要な使用等

①又は②に該当する使用等をする場合は、（1）の確認を受ける必要はない。

- ① 別表第2の左欄に掲げる使用等の区分に応じ、右欄の拡散防止措置を執って、対象生物の保管又は運搬（生産工程中における保管及び運搬を除く。）のみを行う場合

- ② 別表第3の左欄に掲げる生物の区分に応じ、右欄の拡散防止措置を執って、次のアからウまでの全てに該当する対象生物の生産工程中における使用等をする場合

ア 宿主の品種又は系統について、（1）の拡散防止措置の確認又はカルタヘナ法第13条第1項の規定に基づく農林水産大臣による拡散防止措置の確認を受けたことのあるもの

イ 対象生物が微生物である場合であっては、哺乳綱及び鳥綱に属する動物（ヒトを含む。）に対する病原性がない又は低く、かつ、伝播性が低いもの

ウ 対象生物が動物である場合であって、運動能力が、宿主の運動能力と同程度以下のもの

（3）譲渡先等への情報提供

対象生物を、拡散防止措置を執って使用等をしている者は、当該対象生物を他者に譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする場合は、その譲

渡若しくは提供又は委託を受けて使用等をする者（以下「譲受者等」という。）に対し、①から④までの情報を提供することとする。

- ① 当該対象生物がゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、カルタヘナ法第2条第2項の遺伝子組換え生物等に該当しないものである旨
- ② 拡散防止措置を執って使用等をしている旨（（1）の拡散防止措置の確認を受けていること又は（2）に該当する使用等のいずれであるかの別を含む。）
- ③ 当該対象生物の宿主又は親生物の名称及び標的遺伝子の名称
- ④ 当該生物を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称並びに担当責任者の氏名及び連絡先）

3 その他

（1）氏名等の変更の報告

- ① 1の（2）の規定に基づき情報提供書を提出した者又は2の（1）の規定に基づき確認書を提出した者は、当該情報提供書又は確認書に記載した氏名、住所又は電話番号（以下「氏名等」という。）に変更が生じた場合には、速やかに、様式第6により、農産安全管理課長に報告することとする。
- ② 農産安全管理課は、情報提供書に記載された氏名等の変更に係る①の報告があった場合には、提出された報告書の写しを、環境省野生生物課に遅滞なく送付することとする。

（2）生物多様性影響を損なうおそれが生じた場合の対応

- ① 対象生物の使用等をしている者又はした者は、生物多様性影響が生ずるおそれがあると判断した場合には、直ちに、生物多様性影響を防止するために必要な措置を執るとともに、速やかに、執った措置等について農産安全管理課長に報告することとする。
- ② 農産安全管理課は、①の報告があった場合には、当該報告の内容を、環境省野生生物課に遅滞なく連絡することとする。
- ③ 農産安全管理課長は、①の報告があった場合その他生物多様性影響の観点から必要と認める場合は、必要な措置を執ることとする。

（3）本通知に基づく手続が執られなかった場合の対応

農産安全管理課長は、次に掲げる手続が執られなかった事実を確認した場合には、当該手続を執らなかつた者に対し、当該手続を執るよう求めることとする。

- ① 1の（2）の情報提供書の提出
- ② 2の拡散防止措置の確認（確認を受けた場合であつて、当該確認を受けた拡散防止措置が執られていない場合も含む。）

（4）セルフクローニング・ナチュラルオカレンスの取扱い

- ① 対象生物の使用等をしようとする者は、当該生物が「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則」（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。）第2条各号の規定（いわゆるセルフクローニング及びナ

チュラルオカレンス)に該当する場合は、1及び2の手続は不要であるが、当該規定に該当するか否かの判断には明確な科学的根拠が必要であることから、従前のおり、個別事例ごとに農産安全管理課まで問い合わせることとする。

- ② 農産安全管理課は、①の問合せがあった場合は、必要に応じ、専門の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、当該生物が施行規則第2条各号の規定に該当するか判断することとする。

(5) 今後新たに開発される技術等の取扱い

今後新たに開発される技術を含め、ゲノム編集技術以外の新たな育種技術の利用により得られた生物についても、必要に応じ、本通知の規定を準用することとするので、当該生物の使用等をしようとする者は、あらかじめ、情報の提供等の要否について、農産安全管理課に問い合わせることとする。

別表第1（第3の1の（1）の①の⊂関係）

| 生物の区分 | 検討の項目（生物多様性影響を生じさせる可能性のある生物の性質） |
|--|--|
| 植物（植物界に属する生物及び菌界に属する生物のうちきのこ類をいう。以下同じ。） | 競合における優位性（野生植物と栄養分、日照、生育場所等の資源を巡って競合し、それらの生育に支障を及ぼす性質） |
| | 有害物質の産生性（野生動植物又は微生物（以下「野生動植物等」という。）の生息又は生育に支障を及ぼす物質を産生する性質） |
| | 交雑性（近縁の野生植物と交雑し、ゲノム編集技術により改変された核酸をそれらに伝達する性質） |
| | その他の性質（上に掲げる性質以外の性質であって、生態系の基盤を改変させることを通じて間接的に野生動植物等に影響を与える性質等生物多様性影響が生ずる可能性について検討を行うことが適切であると考えられるもの） |
| 動物（動物界に属する生物をいう。以下同じ。） | 競合における優位性（野生動物と食物、営巣場所、生息場所等の資源を巡って競合し、それらの生息に支障を及ぼす性質） |
| | 捕食性又は寄生性（野生動植物等を捕食し、又は野生動植物に寄生することにより野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼす性質） |
| | 有害物質の産生性（野生動植物等の生息又は生育に支障を及ぼす物質を産生する性質） |
| | 交雑性（近縁の野生動物と交雑し、ゲノム編集技術により改変された核酸をそれらに伝達する性質） |
| | その他の性質（上に掲げる性質以外の性質であって、生態系の基盤を改変させることを通じて間接的に野生動植物等に影響を与える性質等生物多様性影響が生ずる可能性について検討を行うことが適切であると考えられるもの） |
| 微生物（菌界に属する生物（きのこ類を除く。）、原生生物界に属する生物、原核生物界に属する生物、ウイルス及びウイロイドをいう。以下同じ。） | 他の微生物を減少させる性質（競合、有害物質の産生等により他の微生物を減少させる性質） |
| | 病原性（野生動植物に感染し、それらの野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼす性質） |
| | 有害物質の産生性（野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼす物質を産生する性質） |
| | 核酸を水平伝達する性質（ゲノム編集技術により改変された核酸を野生動植物又は他の微生物に伝達する性質） |
| | その他の性質（上に掲げる性質以外の性質であって、生態系の基盤を変化させることを通じて間接的に野生動植物等に影響を与える性質等生物多様性影響が生ずる可能性について検討を行うことが適切であると考えられるもの） |

別表第2（第3の2の（2）の①関係）

| 使用等の区分 | 拡散防止措置の内容 |
|--------------------|--|
| 保管（生産工程における保管を除く。） | <p>1 対象生物が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れ、かつ、当該容器の見やすい箇所に、ゲノム編集技術の利用により得られた生物である旨を表示すること。</p> <p>2 1の対象生物を入れた容器は、対象生物以外の生物等と明確に区別して保管することとし、当該保管のための設備の見やすい箇所に、ゲノム編集技術の利用により得られた生物を保管している旨を表示すること。</p> |
| 運搬（生産工程における運搬を除く。） | <p>1 対象生物が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れること。</p> <p>2 1の対象生物を入れた容器（容器を包装する場合にあっては、当該包装）の見やすい箇所に、取扱いに注意を要する旨を表示すること。</p> |

別表第3 (第3の2の(2)の②関係)

| 生物の 区分 | 拡散防止措置の内容 |
|-----------|---|
| 微生物 | <p>1 施設等について満たすべき事項</p> <p>(1) 施設等について、作業区域（対象生物の使用等をする区域であって、それ以外の区域と明確に区別できるもの。以下同じ。）が設けられていること。</p> <p>(2) (1)の作業区域は、通常の微生物の使用等をする作業室としての構造及び設備を有すること。</p> <p>(3) 施設等を適正に管理・運用し、その記録を保管すること。当該記録は、当該微生物を生産する部屋、保管する部屋等の設備ごとに、使用等の記録を作成することとし、譲渡する場合は譲渡先についても記録すること。</p> <p>2 使用等に当たって遵守すべき事項</p> <p>(1) 拡散防止措置の対象となる微生物（以下「対象微生物」という。）を含む廃棄物（廃液を含む。以下同じ。）については、廃棄の前に対象微生物を不活化するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 対象微生物が付着した設備、機器及び器具については、廃棄又は再使用前に対象微生物を不活化するための措置を講ずること。</p> <p>(3) 作業台については、作業を行った日における作業の終了後、及び対象微生物が付着したときは直ちに、対象微生物を不活化するための措置を講ずること。</p> <p>(4) 作業室の扉については、閉じておくこと（作業従事者が出入りするときに除く。）。</p> <p>(5) 作業室の窓等の開口部については、昆虫等の侵入を防ぐため、閉じておく等の必要な措置を講ずること。</p> <p>(6) 全ての操作において、エアロゾルの発生を最小限にとどめること。</p> <p>(7) 使用等の過程において対象微生物を作業室から持ち出すときは、漏出や拡散が起こらない構造の容器に入れること。</p> <p>(8) 対象微生物が付着し、又は感染することを防止するため、対象微生物の取扱い後における手洗い等必要な措置を講ずること。</p> <p>(9) 教育訓練を受けた従事者以外の者がみだりに立ち入らないための措置（例えば、「関係者以外立入禁止」の表示、ドアロックの設置等）を講ずること。</p> |
| 動物 | <p>1 施設等について満たすべき事項</p> <p>(1) 施設等について、作業区域が設けられていること。</p> <p>(2) (1)の作業区域は、宿主である動物について通常の使用等をする飼育室（例えば、実験用マウスであれば、通常の実験用マウスを飼育、保管等する施設）としての構造及び設備を有すること。</p> <p>(3) 飼育施設の出入口、窓その他の拡散防止措置の対象となる動物（以下「対象動物」という。）の逃亡の経路となる箇所は、対象動物の習性に応じた逃亡防</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>止のための設備、機器又は器具（例えば、マウスやラットであればねずみ返しや二重ドア等、昆虫であれば二重網戸や粘着テープ等）が設けられていること。</p> <p>(4) 施設等を適正に管理・運用し、その記録を保管すること。当該記録は、当該動物を飼育する部屋、処置等を行う部屋等の設備ごとに、使用等の記録を作成することとし、譲渡する場合は譲渡先についても記録すること。</p> <p>2 使用等に当たって遵守すべき事項</p> <p>(1) 飼育室の扉については、閉じておくこと（作業従事者が出入りするときに除く。）。</p> <p>(2) 飼育室の窓や排水溝等の開口部については、昆虫や野ネズミ等の侵入を防ぐため、閉じておくとともに、網戸やすのこの設置等の必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 教育訓練を受けた従事以外の者がみだりに立ち入らないための措置（例えば、「関係者以外立入禁止」の表示、ドアロックの設置等）を講ずること。</p> <p>(4) 使用等の過程において対象動物を飼育室から持ち出すときは、逃亡や拡散が起らない構造の容器に入れること。</p> <p>(5) 対象動物を、改変した核酸の種類ごとに識別できる措置（例えば、各個体へのタグ等の取り付け、各飼育ケージへのラベルの貼付け等）を講ずること。</p> <p>(6) 飼育室の入口に、ゲノム編集技術の利用により得られた動物を飼育している旨を表示すること。</p> <p>(7) 使用等を中止するときには、対象動物を不活化するための措置（安楽死）を講ずること。安楽死処分に当たっては、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年7月4日総理府告示第40号）に基づき行うよう努めること。</p> |
| 植物 | <p>1 施設等について満たすべき事項</p> <p>(1) 施設等について、作業区域が設けられていること。</p> <p>(2) (1) の作業区域は、通常の植物の栽培室としての構造及び設備を有すること。</p> <p>(3) 排気及び排水設備については、拡散防止措置の対象となる植物（以下「対象植物」という。）の花粉等が飛散しやすい操作をする場合には、栽培室等からの排気又は排水中に含まれる当該植物の花粉等を最小限にとどめるもの（例えば、フィルターの設置及び煮沸処理等）であること。</p> <p>(4) 施設等を適正に管理・運用し、その記録を保管すること。当該記録は、当該植物の栽培室、種子の保管室等の設備ごとに、使用等の記録を作成することとし、譲渡する場合は譲渡先についても記録すること。</p> <p>2 使用等に当たって遵守すべき事項</p> <p>(1) 対象植物を含む廃棄物については、廃棄の前に当該植物を不活化するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 対象植物が付着した設備、機器及び器具については、廃棄又は再使用前に対象植物を不活化するための措置を講ずること。</p> <p>(3) 栽培室の扉については、閉じておくこと（作業従事者が出入りするときに除く。）。</p> |

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">(4) 飼育室の窓等の開口部については、昆虫等の侵入を防ぐため、閉じておく等の必要な措置を講ずること。(5) 教育訓練を受けた従事以外の者がみだりに立ち入らないための措置(例えば、「関係者以外立入禁止」の表示、ドアロックの設置等)を講ずること。(6) 使用等の過程において対象植物を栽培室から持ち出すときは、飛散や拡散が起こらない構造の容器に入れること。(7) 対象植物を、改変した核酸の種類ごとに識別できる措置を講ずること。(8) 栽培室の入口に、ゲノム編集の利用により得られた植物を栽培している旨を表示すること。 |
|--|--|